



みずほABトラストシリーズ みずほUSハイインカム・ボンド・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託(米ドル建クラス/豪ドル建クラス)

米国ハイールド債券に投資する 外貨建てファンドです

ポイントその1



外貨建ての投資信託です

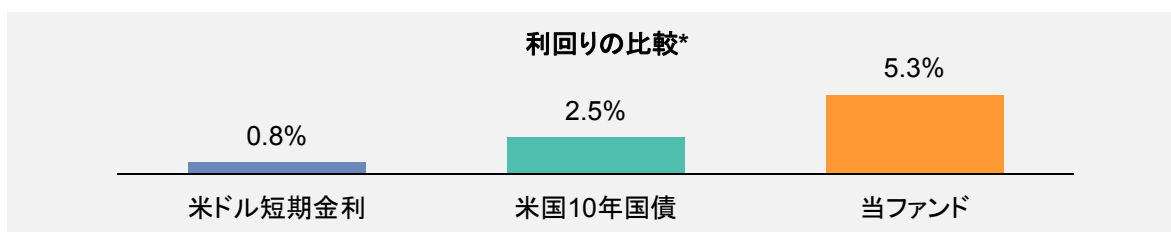
- + 外貨でお申し込みいただけます
- + 当ファンドには、「米ドル建クラス」と「豪ドル建クラス」の2つのクラスがあります

ポイントその2



米国ハイールド債券に投資するファンドで、高い利回りが期待できます

- + 当ファンドのポートフォリオの平均利回りは、5.3%と、米ドル短期金利や米国10年国債等と比較して高い利回りが期待できます



ポイントその3



毎月分配を行うことを目指します

- + 原則、各クラスの受益証券に帰属する利息収入(報酬控除後)について、分配を行う方針です**

過去の分析は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

*2017年1月末現在。米ドル短期金利は、Libor米ドル1か月物金利、米国10年国債は、ブルームバーグ・ジェネリック米国10年国債の利回り、当ファンドは平均利回り。平均利回りは保有する債券のオプション調整後利回りを、ファンド中の各銘柄(現金を含む)の組入比率に基づき加重平均したものです。原則として、デフォルトしている銘柄は計算対象から除外しています。

**各クラスの受益証券に帰属する実現益、未実現益、および分配可能な元本からも分配を行うことがあります。4ページの「分配金に関する留意事項」を併せてご確認ください。

出所：ブルームバーグ、アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)。アライアンス・バーンスタインおよびABIには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。アライアンス・バーンスタイン株式会社は、ABの日本拠点です。

■管理会社/副投資運用会社：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

後述の「当資料にあたっての留意事項」を必ずお読みください。

当ファンドが魅力的な3つの理由



① 相対的に高い利回り水準

+ 発行体の信用力が先進国の国債などの投資適格債券に比べて低い一方で、相対的に高い利回りが得られます



② 米国経済はトランプ政権のもと、拡大基調

+ トランプ政権下では様々な政策による雇用増、インフラ投資、減税などの内需の拡大が見込まれています



③ 景気拡大局面に強いハイイールド債券

+ 一般的な債券の価格は、景気拡大局面では金利が上昇を始めるので下落する傾向がありますが、ハイイールド債券の価格は発行体の信用力が高まるため、逆に上昇する傾向があります

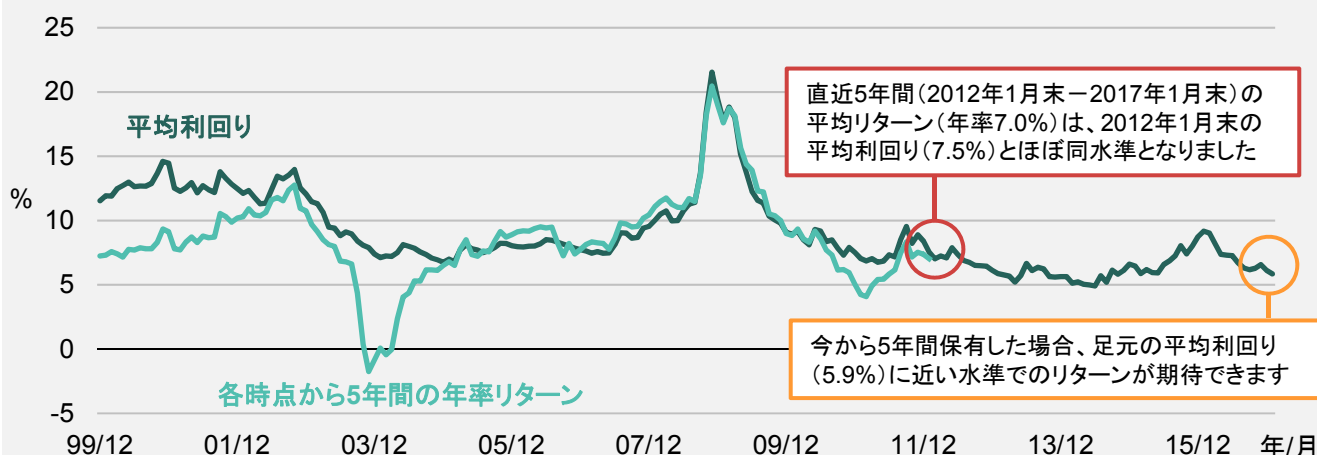


安定的なインカム収益の積み上げ効果が期待できる
米国ハイイールド債券への投資！

中長期的に良好なリターン期待

- + 過去の米国ハイイールド債券市場は、おおむね各時点の利回りに近い水準のリターンがその後5年間で得られてきました
- + 足元の利回り水準を考慮すると、今後も中長期的に良好なリターンが期待できると考えられます

米国ハイイールド債券の平均利回りと各時点から5年間の年率リターンの推移(%)



過去の分析は将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

期間：1999年12月末-2017年1月末、月次ベース、米ドル建て。米国ハイイールド債券はブルームバーグ・パークレイズ米国ハイイールド社債インデックス(1発行体上限2%) 出所：ブルームバーグ、AB

後述の「当資料にあたっての留意事項」を必ずお読みください。

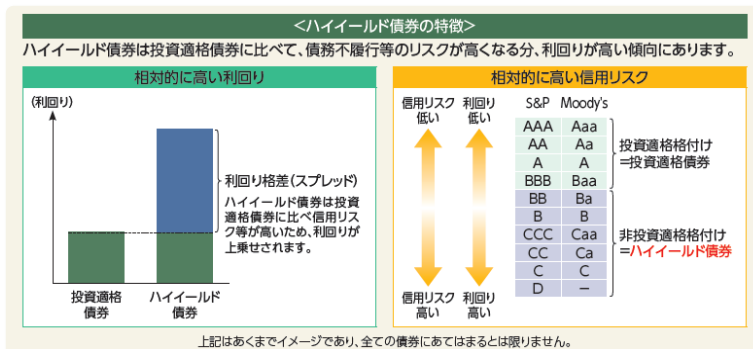
■ファンドの特色

みずほUSハイインカム・ボンド・ファンドは、主として米ドル建てのハイイールド債券に分散投資を行い、高いインカムゲインの獲得と長期的な信託財産の成長を追求します。

1. 主として米ドル建てハイイールド債券に投資します。

◆ BB格相当以下の格付けが付与されている米国のハイイールド社債を主要な投資対象とします*。

* 複数の格付機関が同一銘柄について異なる格付けを付与している場合、どちらか低い方の格付けを採用します。



2. 取得申込通貨の異なる2つのクラスからご購入いただけます。

◆ 豪ドル建クラスは、豪ドル・米ドル間の為替変動リスクを低減するために、米ドル売り・豪ドル買いの為替ヘッジ取引を行います。

クラス	取得申込通貨	主な保有資産	為替取引の手法
米ドル建クラス	米ドル	米ドル建てハイイールド債券	保有資産について、為替取引を行いません。
豪ドル建クラス	豪ドル		保有資産について、米ドル売り・豪ドル買いを行います。

3. ハイイールド債券の運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

◆ ハイイールド債券の運用は、投資運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社の委託を受けて、副投資運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

4. 毎月分配を行うことを目指します。

◆ 毎月の最終ファンド営業日を分配基準日とし、以下の分配方針に基づいて分配を行います。

<分配方針>

管理会社は、毎月分配を行うことを目指します。

原則、各クラスの受益証券に帰属する利息収入(報酬控除後)について、分配を行う予定です*。

管理会社の判断により、分配を行わないことがあります。

また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

*各クラスの受益証券に帰属する実現益、未実現益、および分配可能な元本からも分配を行うことがあります。

■リスク要因

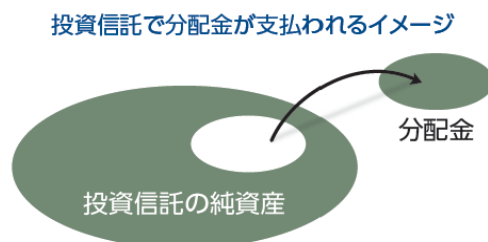
ファンドは、組み入れられる有価証券の値動き等による影響を受けて、その受益証券1口当たり純資産価格が下落または上昇する外国投資信託です。投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。ファンドへの投資はリスクを伴い、運用による損益は全て投資者に帰属します。ファンドの主なリスク要因は以下のとおりです。なお、ファンドへの投資に伴うリスク要因は、以下に限定されるものではありません。

ハイイールド債券に関するリスク	ハイイールド債券は、通常上場市場より透明性が低く、買い気配値と売り気配値との間のスプレッドの大きい相対取引が行われます。また、一般に価格変動が大きく、担保付の債券に比べて弁済順位が劣後することがあります。金利動向が主な価格変動要因である高格付けの債券に比べ、ハイイールド債券の市場価値は個別企業の経営状況による影響をより強く受ける傾向にあります。また、ハイイールド債券は、高格付けの債券に比べ、より経済情勢に敏感です。著しい景気後退は、ハイイールド債券の市場に深刻な混乱を生じさせ、債券価値に悪影響を与える可能性があります。さらに、このような景気後退により、債券の発行体が元本および金利を支払うことができなくなり、債務不履行が発生する可能性があります。
信用リスク	ファンドが投資する債券やその発行体について、債務が履行されない(債務不履行)、当該発行体の財務状況が悪化する、または信用格付けが引下げになる場合があります。このような事由は、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。
金利変動リスク	債券の投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動します。金利低下時は、債券の価格は一般的に上昇しますが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する債券の価格は金利の低下とともに下落することがあります。逆に、金利上昇時は、債券の価格は一般的に下落します。
為替変動リスク	豪ドル建クラスは、ファンドの基軸通貨である米ドルと取得申込通貨である豪ドルとの間の為替レートの変動による影響を減らし、米ドル建てのリターンとより密接に連動するリターンを提供することを目的とするため、為替ヘッジにより、豪ドル・米ドル間の為替エクスポージャー(米ドル建資産を保有することによって、米ドルの為替変動リスクにさらされている資産の度合いをいいます。)の低減に努めますが、かかる為替ヘッジが完全に有効であるとの保証はありません。通常、米ドルの短期金利が豪ドルの短期金利より高い場合は、金利差相当分のヘッジコストがかかります。

後述の「当資料にあたっての留意事項」を必ずお読みください。

■ 分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

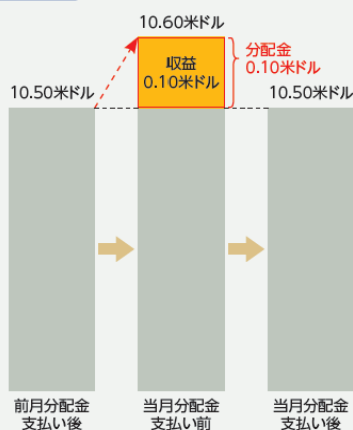


■ 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金支払い後の1口当たり純資産価格は前月分配金支払い後と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間中におけるファンドの損益状況を示すものではありません。

(米ドル建クラスの場合)

分配計算期間中に発生した収益の中から分配金を支払う場合

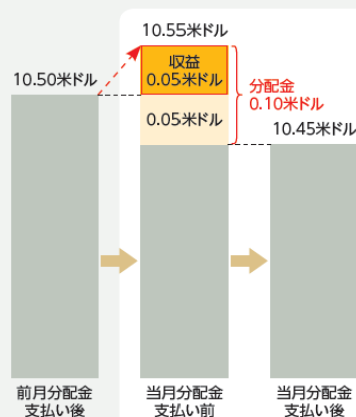
ケースA



分配計算期間中に発生した収益を超えて分配金を支払う場合

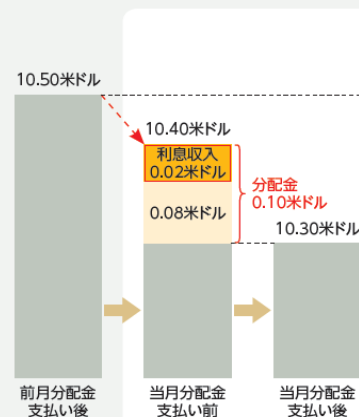
ケースB

前月分配金支払い後より1口当たり純資産価格が上昇した場合



ケースC

前月分配金支払い後より1口当たり純資産価格が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

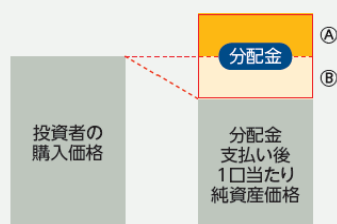
上記のそれぞれのケースにおいて、前月分配金支払い後から当月分配金支払い後まで保有した場合の損益を見ると、以下のとおりとなります。

ケースA：分配金0.10米ドル+当月分配金支払い後と前月分配金支払い後との1口当たり純資産価格の差	0米ドル = 0.10米ドル
ケースB：分配金0.10米ドル+当月分配金支払い後と前月分配金支払い後との1口当たり純資産価格の差	▲0.05米ドル = 0.05米ドル
ケースC：分配金0.10米ドル+当月分配金支払い後と前月分配金支払い後との1口当たり純資産価格の差	▲0.20米ドル = ▲0.10米ドル

★A、B、Cのケースにおいては、分配金は全て同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金額」と「受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

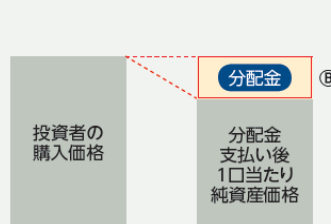
■ 投資者の受益証券購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(①部分)だけでなく、購入価格を下回る部分(②部分)についても、課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を下回る部分(③部分)についても、課税対象となります。

※投資者の購入価格にかかわらず、分配金は全て課税対象となります。詳細は、後記「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

後述の「当資料にあたっての留意事項」を必ずお読みください。

■お申込みメモ

ご購入のお申込み	お申込みは「ファンド取引日」に限られます。 ※「ファンド取引日」とは、日本、ニューヨークおよびシドニーにおける銀行営業日、かつ、ニューヨーク証券取引所の営業日である「ファンド営業日」をいいます。なお、管理会社が別途「ファンド営業日」を決定する場合もあります。
ご購入（申込み）単位	100口以上10口単位
ご購入（申込み）価格	ファンド取引日に受益証券の購入のお申込みを行うことができます。申込みが取扱われるファンド取引日において決定される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を購入価格とします。
ご購入（申込み）代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、購入金額および購入手数料を販売会社に支払うものとします。
ご換金（買戻し）単位	10口以上10口単位
ご換金（買戻し）価格	ファンド取引日に、受益証券の換金（買戻し）のお申込みを行うことができます。申込みが取扱われるファンド取引日において決定される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を、換金（買戻し）価格とします。
ご換金（買戻し）代金	国内約定日から起算して原則として4国内営業日目に、換金（買戻し）代金をお支払いいたします。 ※ここでの「国内約定日」とは、販売会社が換金（買戻し）注文の成立を確認した日をいいます。通常、お申込みの翌国内営業日となります。
申込締切時間	購入・換金（買戻し）の申込受付時間は、原則として、午後3時（日本時間）までとします。
ご換金（買戻し）制限	管理会社は、各ファンド取引日において、ファンドの発行済受益証券の10%超の換金（買戻し）請求を受領した場合には、受益証券の換金（買戻し）を制限することができます。
ご購入・ご換金（買戻し）の受付の中止および停止	管理会社の裁量によって、受益証券の購入注文が受け付けられないことがあります。また、以下の期間の全部または一部において、受益証券の換金（買戻し）を停止し、または換金（買戻し）代金の支払期間を延期することがあります。 i. ファンドの投資対象の主要な部分について、上場、マーケット・メイク、取引もしくは取扱いがなされている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている（慣習上の週末および休日による休業日である場合を除きます。）、またはそのいずれかの取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止がなされている期間 ii. ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行することができないと管理会社が判断する状況または投資対象の処分により受益者に対して重大な損害を及ぼし得る状況が存在する期間 iii. 投資対象の価値もしくはファンドの純資産総額の評価に通常用いられるシステム等の手段に障害が発生したことまたはその他の理由により、投資対象その他の資産の価値もしくはファンドの純資産総額を合理的もしくは公正に評価することができないと管理会社が判断する期間 iv. ファンドの投資対象の換金（買戻し）または換金（買戻し）に伴う送金が、正常な価格または正常な為替レートで実行することができないと管理会社が判断する期間
償還日	ファンドは、平成39年7月31日に終了する予定です。 ただし、管理会社が、受託会社と協議の上、受益者の利益のためと判断した場合には、事前にファンドを終了させる、またはファンドの終了日を延期することがあります。 ファンドの純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合にも、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドを終了させることがあります。
決算日	毎年7月31日
分配	管理会社は、原則、各クラスの受益証券に帰属する利息収入（報酬控除後）の実質的に全てについて、分配を行う予定です。 原則、毎月最終ファンド営業日を分配基準日として、分配を宣言します。分配金のお支払いは、原則、分配基準日から起算して、10営業日以内となる予定です。分配金は毎月のお支払いを必ずしも保証するものではありません。また、運用状況によって分配金額が変わる場合、または支払われない場合があります。 ※詳しくは販売会社にお問合わせください。

信託金の限度額	特に定めがありません。
運用報告書	ファンドの会計年度の終了（毎年7月31日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過およびファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて投資者に交付されます。
課税関係	課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する必要があります。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する必要があります。

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）等をご確認ください。

■ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用			
ご購入（申込み）手数料	購入金額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額をご負担いただきます。 ご購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 みずほ銀行における手数料率は、以下のとおりです。 米ドル建クラス：3.51%（税抜き3.25%） 豪ドル建クラス：3.51%（税抜き3.25%）		
ご換金（買戻し）手数料	買戻し手数料はありません。		
投資者が信託財産を通じて間接的に負担する費用			
管理報酬		純資産総額の年率1.49%	
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理会社報酬	管理会社	ファンド資産の運用・管理業務、受益証券の発行・買戻業務	純資産総額の年率0.01%
投資運用報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務	純資産総額の年率0.95% （投資運用会社は、投資運用報酬の一部を副投資運用会社に支払います。）
販売報酬	販売会社	ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務	純資産総額の年率0.50%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンドの代行協会員業務	純資産総額の年率0.03%
受託会社報酬	支払先	対価とする役務の内容	金額
	受託会社	ファンドの受託業務	年間10,000米ドル
その他費用・手数料	その他費用・手数料として、設立費用、組入れ有価証券の売買手数料、弁護士および監査人の報酬・費用、税金および行政関係諸費用、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬等を、ファンドを通じて間接的にご負担いただいております。以上のその他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

＜税金＞

個人の投資者（受益者）の場合、分配金、ご換金（買戻し）時および償還時の差益に対して課税されます。
※詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

後述の「当資料にあたっての留意事項」を必ずお読みください。

■ファンドの関係法人

管理会社／副投資運用会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー ● ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務を行います。また、投資運用会社から委託を受けて、ファンドの副投資運用会社業務を行います。
受託会社	インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド ● ファンドの受託業務を行います。
投資運用会社	アセットマネジメントOne株式会社 ● ファンドの投資運用業務を行います。
保管会社／管理事務代行会社／登録・名義書換事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー ● ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行います。
販売会社	株式会社みずほ銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号 【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ● ファンドの受益証券の販売および換金(買戻し)の取扱業務を行います。
代行協会員	アライアンス・バーンスタイン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／ 日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ● ファンドの代行協会員業務を行います。

【当資料にあたっての留意事項】

- + ファンドは、その受益証券1口当たりの純資産価格が、組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇することがある外国投資信託であり、元本保証のない金融商品です。
- + 投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- + 当資料は情報の提供を目的としてアライアンス・バーンスタイン(「AB」)が作成した販売用資料です。当資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料に掲載されている予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。当資料の内容は予告なしに変更することがあります。当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- + 投資者の受益証券購入価格によっては、分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。
- + ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- + ファンドの受益証券の取得のお申込みに当たっては、販売会社において**投資信託説明書(交付目論見書および目論見書補完書面、商品基本資料)**をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認のうえ、投資の最終決定はご自身でご判断ください。